

健康福祉常任委員会行政視察 実施報告書

令和 6 年 5 月 15日～17日

5 月 15日(水) 兵庫県赤穂市

ひきこもり対策推進事業について

5 月 16日(木) 兵庫県姫路市

ひとり親家庭支援について

5 月 17日(金) 兵庫県川西市

子どもの人権オンブズパーソン事業について

三郷市議会 健康福祉常任委員会

ひきこもり対策推進事業について

1. 赤穂市のひきこもりの現状

◎赤穂市の人口（R6.3末） 44,564人

○15歳～39歳までの広義のひきこもり状態にある者

約40人 ※1

推計値

約200人

※2 (15～39歳までの人口 10,046人)

○40歳～64歳までの広義のひきこもり状態にある者

約50人 ※1

推計値

約300人

※2 (40～64歳までの人口 14,866人)

※1 H28年度・R元年度赤穂市ひきこもり実態調査より

※2 こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府、R5.3）より

約500人

15歳まで及び65歳以上の人を
合わせると・・・

2. 生活困窮者自立支援制度の始まりからひきこもり居場所開設まで

	赤穂市（社会福祉課）	社会福祉協議会
平成27年度	生活困窮者自立支援法施行に伴い、生活困窮者自立相談支援事業開始。	
平成28年度	民生委員・児童委員対象にひきこもり等に関する実態調査を行う。	
平成29年度	実態調査に基づき、アウトリーチを行う。ひきこもりの人の行き場を探す支援が増えていった。	相談事業の中で、自宅以外の居場所の必要性を感じ、ひきこもり事業を構想。
平成30年度	県の調査を活用し、2回目のひきこもり実態調査を行う。	社協独自で居場所の開設について検討し、先進地の視察等行った。
令和元年度	次年度からのひきこもり支援事業を目指し検討を始める。同時期に社協もひきこもり支援を検討していたため、社協の会議に参加し、構想を形づくる。	関係機関を招集し、ひきこもり支援に関する会議を開催。課題を整理した。

	赤穂市 社会福祉課	赤穂市 社会福祉協議会
令和2年度	ひきこもり支援・相談のプラットフォームとして市の生活困窮者自立支援調整会議を位置付ける。	先進地視察、研修受講を行い、事業の準備をする。
	7月～委託事業として「ひきこもり対策推進事業」を開始。	7月～市の委託を受けて事業開始。
		(居場所の開設、市民啓発、関係機関との連携)
	10月1日から社会福祉課相談窓口「え～る」スタート	10月2日居場所「みんなのいえ」オープン

3. 赤穂市ひきこもり対策推進事業について

①相談業務・関係機関との連絡調整・情報発信

→ 赤穂市社会福祉課

→ 相談窓口「え～る」

「え～る」は、色々な困りごとがあり、どこに相談したらいいかわからないという時でも、気軽にお越しいただき、丁寧にお話を伺いたうえて、専門の機関や適切な支援につなぐ福祉の包括的な相談窓口を目指しています。外に出にくい人への訪問相談にも対応します。

しゃかいふくし かいそうだんまどぐち
社会福祉課相談窓口

え～る

あなたの「きもち」を
おうえんします

ご相談は… 赤穂市役所社会福祉課内(赤穂市加屋敷1番地)

ひきこもり相談室	TEL: 0791-43-6809	MAIL: hikikomori@city.aka.lg.jp
ひきこもり相談室	TEL: 0791-43-6807	MAIL: hikikomori@city.aka.lg.jp
(赤穂市生活困窮者自立相談支援窓口)	TEL: 0791-43-6906	MAIL: hikikomori@city.aka.lg.jp
ひきこもり相談室	TEL: 0791-43-6833	MAIL: hikikomori@city.aka.lg.jp
(赤穂市加屋敷1番地相談支援センター)	TEL: 0791-43-6837	MAIL: hikikomori@city.aka.lg.jp
(全休室)	FAX: 0791-45-3396	

こんなことで困っていませんか？

家のことできない
仕事
お金
生活
家族
ひきこもり
コミュニケーション
対人関係がうまくいかない
将来に不安がある

そうだんむりよう
相談無料

ひみつげんしゆ
秘密厳守

安心してご相談ください

(R6.4)

両面チラシ

R5年度「え～る」ひきこもり相談件数

《延べ相談件数》

項目	件数
電話	133
メール	9
来所	178
訪問	94
その他	46
計	460

《実相談人数》

項目	性別			実人数
	男	女	その他	
10代	2	1		3
20代	11	2		13
30代	5	2		7
40代	12	1		13
50代以上	13	3		16
年齢不明	1			1
計	17	8	0	53

女性の相談数が少ない



窓口に設置してある看板

《居場所に繋がっている人》約15人

②ひきこもり状態にある人の居場所づくり

→ 赤穂市社会福祉協議会 → 居場所「みんなのいえ」

気軽に過ごせる地域の居場所 「みんなのいえ」

- ・ 自宅から一步踏み出した、安心して過ごせる居心地のいい場所を目指して開設
- ・ 開設日時：月～金（祝日、年末年始を除く）
13:00～16:00
- ・ 開設場所：赤穂市塩屋656-17
- ・ スタッフ：4名（うち看護師2名、介護福祉士1名）
※開設日は2名常駐
- ・ 内 容：利用者同士の交流、趣味、調理、農作業など



『みんなのいえ』は、外出しづらい、社会と関わることに不安があるなどの状態の方、またはその家族が自分の家のように自由に過ごすことができる地域の居場所です。出入り自由、利用料無料、過ごし方も自由です。

○開設：令和2年10月2日（金）午後1時～4時

古民家を利用した、居心地の良い「みんなのいえ」



みんなのいえ利用者数

		令和2年度 (10月～)	令和3年度 (月・水・金)	令和4年度 (月～金)	令和5年度 (月～金)
延利用者数		151	211	528	658
(1日平均)		1.9	1.4	2.2	2.7
実 利 用 者 数	当事者	14	14	23	28
	家族	16	4	15	14
家族のつどい(延参加者)		23(11月～)	36	48	34

令和3年度までは週3日開設。令和4年度より、現在の週5日開設になりました。

<みんなのいえでの様々な取り組み>

ひきこもり家族のつどい

- ・開催日時:毎月第4木曜日(祝日を除く)
13:00~16:00
- ・開催場所:みんなのいえ
- ・内 容:家族同士で日頃の思いや不安、疑問などを話す
(今の状況、当事者への接し方、今後のことなど)



若い女性の継続利用が増えないため、女性が加しやすいイベントを開催している

みんなのいえ女子会

- ・開催日時:3カ月に一回程度(不定期)
- ・内 容:参加者が興味のあるような内容を企画し、女性だけの安心して過ごせる場を提供



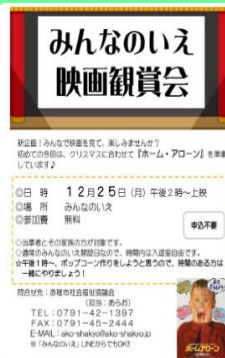
みんなのいえカフェ

- ・開催日時:3カ月に一回程度(不定期)
- ・開催場所:みんなのいえ
- ・内 容:カフェやお菓子作りに興味を持っている利用者による接客
→社会参加・自信の醸成



みんなのいえ映画観賞会

- ・開催日時:令和5年12月に初開催
- ・内 容:軽食を食べながら、
映画と一緒に鑑賞する



③一般への理解促進を目指した啓発活動

ひきこもりに関する啓発活動

■ R2年度 ひきこもり支援ボランティア養成講座（全4回）

16名の支援ボランティアが登録

■ R3年度 ひきこもり啓発講座（全3回）

市内外から22名参加

■ R4年度 ひきこもり啓発フォーラム

市内外から48名参加

■ R5年度 ひきこもり啓発講座

市内外から88名参加



市民の理解促進&つながり続けるために



広報紙への
掲載



みんなのいえ通信の
毎月発行

誕生日カードの
送付

みんなのいえ「受付カード」を書いた
かたに、郵送またはラインを使って送
付。現在、毎月50件ほど送付している。

スタッフ手作り
「みんなのいえ通信」に同封

課題について

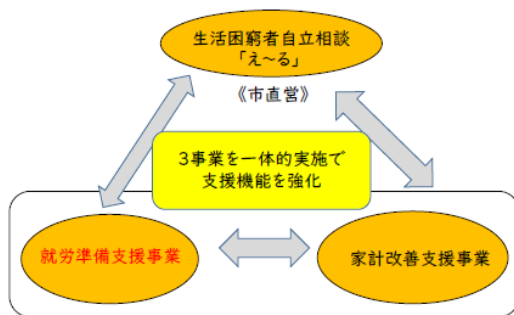
- 新規利用者が少ない
- 継続利用者が少ない
→ 来所時に興味のあることを聞きながら、「体験の場」を提供中
- 建物の老朽化により修繕費がかさむ
- 不登校児・親への支援
- 家族のつどいの今後の方向性
- 地域への啓発・連携

できることから
少しずつ一緒に！



もう1つの居場所

赤穂市就労準備支援事業での ジョブトレーニング



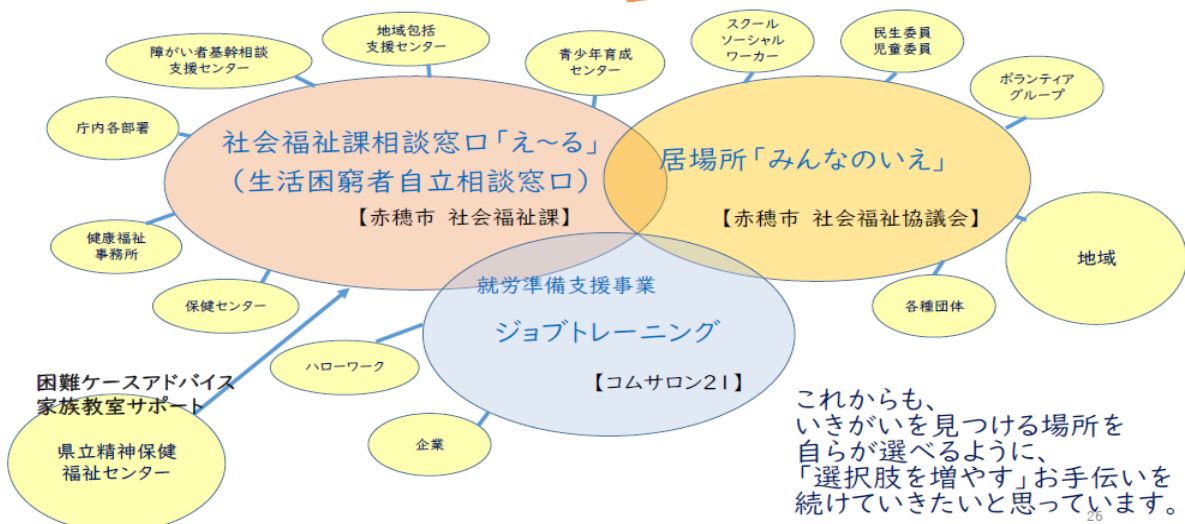
《「認定NPO法人コムサロン21」に委託》

就労準備支援事業	
支援対象者	生活困窮者のうち、就労に向けた準備が整っていない人。 (例) 長くひきこもり状態であったため、社会経験が乏しい 社会とのかかわりに不安がある 等
支援内容	一般就労に向けた日常生活・社会・就労自立のための訓練。 ・規則正しい生活への助言 ・職場見学同行、就労体験機会の提供 ・模擬面接の実施、履歴書の作成指導 等

商店街清掃活動・「みんなのいえ」駐車場草刈り作業など

生きる意欲を取り戻すために・・・

密な連携をとっています



これからも、
いきがいを見つける場所を
自らが選べるように、
「選択肢を増やす」お手伝いを
続けていきたいと思っています。

【主な質疑】

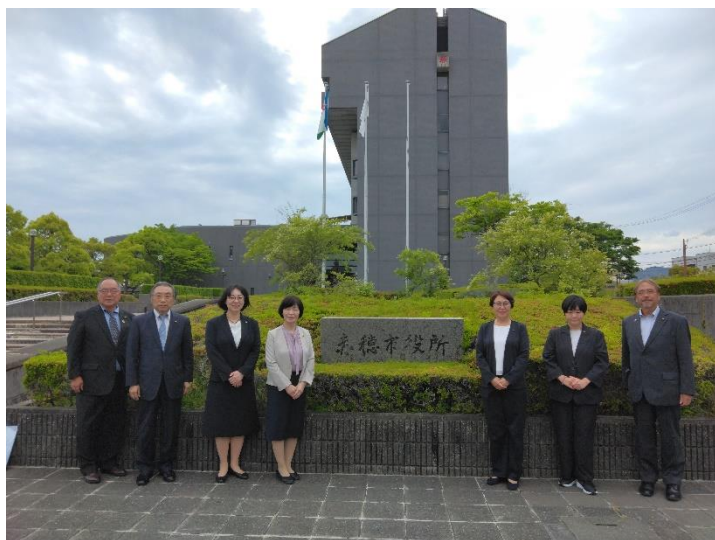
質問：「みんなのいえ」の財源及び職員体制は。

回答：ひきこもり対策推進事業として市から社協に委託しており、委託料を予算計上している（令和6年度は約420万円）。また、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（ひきこもり支援推進事業）を使っており、2分の1を充当している。

「みんなのいえ」のスタッフは4名おり、うち看護師2名、介護福祉士1名である。いずれも社協のパート職員として新規に採用した。

質問：不登校からひきこもりになるかたも多いと思うが、学校や教育委員会との連携は。

回答：赤穂市には不登校児の支援をしている「青少年育成センター」があり、そこで開催される「地域サポートチーム会議」に、教師、民生委員、スクールソーシャルワーカー、社会福祉課職員、障がい者基幹相談支援センターなどが参加し、不登校児について個別具体的に話し合いをする場を作っている。そのことにより、不登校児についても卒業時に支援が途切れることなく、連携しながら継続して支援することができると考えている。



ひとり親家庭支援について

1. ひとり親家庭応援ハンドブック

ひとり親家庭を支援する制度や相談窓口を一冊にまとめたハンドブックを作成しています。

いろいろな相談窓口、離婚届提出等に伴う手続き、生活のための経済的支援、教育等のための経済的支援、就職・転職・資格取得のためのサポート、さまざまな保育サポートなどを掲載しています。



【ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）とは】

次のいずれかに該当する方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・配偶者と死別した方
- ・配偶者と離婚した方
- ・配偶者の生死が不明の方
- ・配偶者から遺棄されている方
- ・配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方
- ・配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって働けない方
- ・配偶者が長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- ・婚姻によらないで母・父となった方

2. いろいろな相談窓口

ひとり親家庭等相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭などの日常生活上の悩みや子どもの養育などに関する相談に応じます。

（こども支援課 ひとり親支援担当）

女性のための相談室

女性問題相談員が、女性が抱えるさまざまな悩みに寄り添い、問題解決に向けた相談に応じます。

(男女共同参画推進センター あいめっせ)

女性のためのチャレンジ相談

再就職や起業など、女性のチャレンジに関する疑問や不安、悩みについて専門的な視点からアドバイスや情報を提供し、具体的に実現していくための相談に応じます。

(男女共同参画推進センター あいめっせ)

男性のための電話相談

家庭やパートナー、子どもとの関係、職場での人間関係、また、からだや心の疲れなど男性が抱えるさまざまな悩みに、男性の相談員が応じます。

(男女共同参画推進センター あいめっせ)

養育費等に関する専門相談

離婚前、離婚後に関わらず、離婚に伴う養育費確保や親子交流等に関する法的なことについて、姫路市にお住まいの方を対象に、弁護士が無料で相談に応じます。秘密は厳守されます。ご希望に応じて母子・父子自立支援員が同席し、ひとり親家庭が利用できる制度等についてご案内することもできます。

(こども支援課 ひとり親支援担当)

養育費・親子交流の相談

離婚の話し合いを行うときに、未成年の子どもがいる場合は、親権者、養育費、親子等交流などについて取り決めておくことが大切です。

養育費等相談支援センターでは、子どもの養育費、親子交流について、養育費の取り決め方や養育費の算定の仕方、いつからいつまでもらえるのか、養育費が支払われないとき、再婚したとき、子どもの親子交流について等の相談に応じています。詳しくは、養育費等相談支援センターにお問い合わせください。

(養育費等相談支援センター)

等

弁護士による無料法律相談（事前予約制）

**令和5年度
養育費等に関する専門相談のご案内**

離婚の話し合いを行うときに、未成年の子がいる場合は、親権者、養育費、面会交流などについて取り決めておくことが大切です。
離婚前、離婚後に問わず、離婚に伴う養育費確保や面会交流等に関する法的なことについて、姫路市にお住まいの方を対象に、弁護士が無料で相談に応じます。秘密は厳守されます。
ご希望に応じて母子、父子自立支援員が所属し、ひとり親家庭が利用できる制度等についてご案内することもできます。

相談日時 毎月第3金曜日
午後1時30分～午後4時30分の間で**1回30分**です。（定員6組）

令和5年度 相談日程		
4月21日	5月19日	6月16日
7月21日	8月18日	9月15日
10月20日	11月17日	12月15日
1月19日	2月16日	3月15日

相談時間

① 13:30～14:00	② 14:00～14:30	③ 14:30～15:00
④ 15:00～15:30	⑤ 15:30～16:00	⑥ 16:00～16:30

相談場所 市民相談センター（姫路市役所1階）

ご利用方法

- 電話又は来課による事前予約が必要です。**予約受付は、毎月1日から相談日、前日（土・日・祝日除く）までです。**
- 相談当日は、相談内容や質問事項などをまとめたメモや関係書類を持参すると、相談時間を有効に使いいただけます。
- 同一の案件について、**利用は1回限り**です。

養育費・面会交流について

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。未成年の子に対する扶養義務は、親の生活に余力がなくても、自分と同じ生活を保障し続けなければならない強い義務であるとされています。
面会交流とは、離婚によって子どもと離れて暮らす父や母が子どもと定期的又は不定期に会う機会をもち、一緒に遊ぶなどして交流することです。
離婚によって未婚で他人になっても、子どもにとって、父母はかけがえのない存在です。父母がお互いに話し合っても、養育費の確保や交流の方法、支払期限などを取り決め、きちんとした書面しておくことが大切です。
困ったときは、専門家に相談しましょう。

予約・お問い合わせ先 姫路市こども支援課(市役所2階) ☎079-221-2132
午前8時35分～午後5時20分（土・日・祝日除く）

**養育費の受け取りを
支援します**

養育費は子どもの健やかな成長のため、生活を支える大切なものです。
ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるよう支援します。

▶養育費に関する公正証書作成費用等助成
養育費の取決め（公正証書（強制執行認諾付）付き）、調停調書、審判書などに要する費用を助成します。（所得制限・金額上限なし）

対象経費
公証手数料等に定められた公証手数料、送達及び送達証明費用、収入印紙代、戸籍謄本等送付書類取得費用など

▶養育費保証契約費用助成
保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用（上限5万円）を助成します。（所得制限あり）

対 象 者

申請日において次の要件をすべて満たす人

- 姫路市在住のひとり親
- 養育費の取決めにより、養育費を受け取る義務名義（※）を有していること
- 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を扶養していること
- 過去にこの補助金のほか、他都市の同様の補助金を受給していないこと

■ 養育費の取決めに係る経費を負担していること（作成費用助成の場合）
□ 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること（契約費用助成の場合）
□ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結んでいること（契約費用助成の場合）

※経費とは、強制執行の権限が与えられた公正証書や審判書作成に要する調停費、審判費、保証料等であり、送達等の取扱い、調停費の取扱いが与えられない場合に、強制執行の手続きを利用することになります。

申請期限

取決めや保証契約をした年度の3月末日までに申請してください。
申請が期に合わないやむを得ない理由がある場合は、事前にご相談ください。

お問い合わせ・申請先

姫路市 こども支援課 姫路市安田町丁目1番地（姫路市役所2階）
TEL:079-221-2132
▶ 8時35分～17時20分（土・日・祝日除く） Eメール: 養育費保証事業課（窓口）詳しくはこちら

3. 生活のための経済的支援

養育費確保事業（公正証書作成費用等助成・保証契約費用助成）

子どもの健やかな成長を支える養育費について、取り決めや保証契約等に係る費用の一部を助成することにより、養育費の確保を支援します。

【公正証書作成費用等の助成】

養育費の取り決めを行うに当たって、債務名義のある公正証書の作成費用や調停・裁判の収入印紙代等の手続費用を助成します（上限・所得制限なし）。

【養育費保証契約費用の助成】

保証会社との養育費立替保証契約締結に当たって必要な初回保証料を助成します（上限5万円・所得制限あり）。

（こども支援課 ひとり親支援担当）

事業開始：令和2年度

直近3か年の事業実績

年度	公正証書等作成費用助成		養育費保障契約費用助成	
	件数	決算額	件数	決算額
令和3年度	14件	279,400円	3件	140,000円
令和4年度	12件	215,050円	1件	50,000円
令和5年度	18件	406,750円	0件	0円

母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の方々の経済的自立を支援し、扶養している子どもなどの福祉を増進するため、法律に基づいて資金を貸し付けます。

貸付条件の審査もありますので、貸付をご希望の場合は必ず事前にご相談ください。

【条件の例】

- ・就労していること
- ・立替払いができること
- ・連帯保証人が必要（本人の親族で、同居していない60歳未満の、現役で就労している方）
- ・自己破産がないこと 等

資金名	貸付対象	概要
事業開始資金	母・父・寡婦	事業を開始するために必要な資金
事業継続資金	母・父・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金
技能習得資金	母・父・寡婦	就職等に必要な技能を習得するために必要な資金
修業資金	母・父・寡婦・児童	子どもが就職等に必要な技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	母・父・寡婦・児童	就職するために直接必要な被服等を購入する資金
医療介護資金	母・父・寡婦・児童	医療または介護を受けるために必要な資金
生活資金	母・父・寡婦	技能習得、医療または介護を受けている間等、生活をするために必要な資金
住宅資金	母・父・寡婦	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金
転宅資金	母・父・寡婦	住宅を移転するために必要な資金
修学資金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学等で修学するために必要な資金
就学支度資金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学等に入学するために必要な資金
結婚資金	母・父・寡婦	扶養している子どもが結婚するために必要な資金

（こども支援課 ひとり親支援担当）

等

4. 教育等のための経済的支援

ひとり親家庭学習支援事業

子どもの学習習慣の習得、学習への意欲向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し学習教室を実施します。対象者へ案内を送付します。応募者多数の場合は抽選により決定します。

【対 象】 姫路市にお住まいでひとり親家庭等（児童扶養手当全部支給世帯）の小学6年生の児童

【費 用】 無料

【募集定員】 30名程度

事業開始：令和2年度

（こども支援課 ひとり親支援担当）

・直近3か年の学習支援事業の実績について

	参加者数	決算額	
令和3年度	27人	需用費	5,485円
		役務費	41,000円
		委託料	1,913,890円
		合計	1,960,375円
令和4年度	24人	需用費	3,487円
		役務費	23,390円
		委託料	1,867,690円
		合計	1,894,567円
令和5年度	28人	需用費	4,279円
		役務費	24,883円
		委託料	1,844,590円
		合計	1,873,752円

※需用費：封筒等

役務費：案内チラシ等の郵送費

等

5. 住まいに関するサポート

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(兵庫県実施)

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸付します。

【対 象】 ①児童扶養手当受給者か同等の所得水準世帯
②母子・父子自立支援プログラム策定を受け資格取得もしくは転職、収入増に向けて修学または活動している者

【貸付額】 入居している家賃の実費（月額上限4万円）

【貸付期間】 最長12カ月

※原則連帯保証人が必要です。

※他制度による支援を受けている方は、差額が貸付額の上限です。

（こども支援課 ひとり親支援担当）

等

【主な質疑】

質問：母子・父子自立支援員の人数及び業務内容は。

回答：人数は4名で、会計年度職員として雇用している(週4日、1日 7.5 時間の計 30 時間勤務)。

業務内容はひとり親家庭の相談対応及び母子父子寡婦福祉資金の受付、償還指導である。

相談業務については、DVや児童虐待の庁内担当部署との協力関係を結んでいる。

質問：自立支援プログラムの策定は、個々の状況に合わせて行っているのか。また、策定の基準について実施要領等で定めているのか。

回答：個々の状況に合わせてプログラム策定を実施している(令和5年度のプログラム策定数は151件)。策定基準については、国の基準(雇児発 0930 第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について)を準用している。

プログラム策定員として、就労相談員 2 名を会計年度職員として雇用。週 4 日、1 日 7.5 時間の計 30 時間勤務。ハローワークと連携し、ひとり親家庭の親に対して就労相談や情報提供等、各種支援を実施している。

質問：ひとり親家庭学習支援事業について、反応は。

回答：参加者のアンケートでは、「学習習慣がついた」「楽しく通えている」などの好意的なご意見をいただくことが多い。



子どもの人権オンブズパーソン事業について

1. オンブズパーソン制度について

①主旨

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む子どものSOSを受けとめ、あらゆる人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998年12月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関(市の付属機関)です。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動・調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益(子どもの権利条約第3条)を確保する観点から、市の機関(市立の学校・園や保育所・市教育委員会等の行政機関)などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

②川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定の経緯

【1995 年度】

- ・4月、市教育委員会が「子どもの人権と教育」検討委員会を設置。
- ・6月～7月、同検討委員会で「子どもの実感調査」(小6・中3対象)を実施。
- ・10月、上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出。その中で、子どもの人権を守る第三者機関等の仕組みの創設を提起。

【1997 年度】

- ・5月、市教育委員会が「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置。
- ・9月、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申。
- ・10月、「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置。翌年度にかけて、学校教育・社会教育関係者等からの意見聴取など、約1年を費やして条例案を制定。

【1998年度】

- ・11月、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教育委員会定例会で可決。
- ・12月、同条例案を市議会に上程。審議の結果、オンブズパーソンを「市教育委員会に置く」から「市長の付属機関とする」に一部修正の後、全会一致で可決・制定。

【1999 年度】

- ・4月、オンブズパーソン制度の運営開始（相談・申し立ては6月より受付）。

③組織・人員体制(2024年4月1日現在)

①オンブズパーソン:3名(非常勤特別職。任期は2年間で、最長3期6年間)

法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱する。

◎代表オンブズパーソン…大学准教授(児童福祉、社会的擁護)

◎代表代行オンブズパーソン…弁護士(学校問題・スクールロイヤー)

◎オンブズパーソン……………子どもの人権関係NPO代表

- ・週1回の「研究協議」(ケース会議)を開催、必要に応じ直接相談に入る。
- ・「申し立て」案件に関する調査や調整活動、講座・公演等による啓発活動など

②調査相談専門員相談員:4名(会計年度任用職員、週4日勤務)

- ・オンブズパーソンの命を受け、職務遂行を補助しつつ、相談・調整活動に従事。
- ・子どもや親から相談を最初に受け、案件をオンブズパーソンに報告し、相談活動等を継続するとともに、調査活動でもオンブズとともに案件を処理していく。

③調査相談専門員(専門員):11名(必要時に活動)

- ・オンブズパーソンや相談員を助ける専門家(法律、医療、心理、学校教育、福祉等)で、オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動。

④事務局(行政職):2名(市長公室 人権推進多文化共生課職員、会計年度任用職員)

- ・オンブズパーソンや相談員がその機能を十分に発揮できるよう、業務の補助や事務局の庶務等を行う。

④予算(令和6年度当初予算額)

【歳出】 子どもの人権オンブズパーソン事業 33,127千円
(ただし、相談員及び専門事務員の社会保険料は除く)
*令和5年度当初予算額 30,225千円

主な内訳・・・人件費 29,716千円 (全体の89.7%)

・ オンブズパーソン報酬 (3名)	年額 8,640千円 (月額 1人 240千円)
・ 相談員 (会計年度4名) + 専門事務員報酬 (会計年度1名)	年額 20,929千円
・ 専門員報償費 (14回分)	年額 147千円
需用費 (消耗品費・印刷製本費等)	586千円
使用料及び賃借料 (相談室借上料等)	1,819千円
負担金、補助及び交付金 (相談室管理費等)	678千円
その他 (旅費・役務費等)	328千円

【歳入】 特になし

2. 制度の特徴・効果・課題

①制度の特徴

(1) 公的第三者機関と独立性

(2) 専門性

(3) 子どもに寄り添い、子どもの心情を代弁する

※子育て支援(=おとな支援) → オンブズは、子育て支援(=子ども支援)

(4) 制度の実効性の担保

・ 条例において、オンブズパーソンは「市の機関」に対する調査権、勧告および意見表明権等が付与されている。また条例は、併せて市の機関に対し、オンブズパーソンの勧告・意見表明の尊重義務を課している。

②制度の主な効果(役割)

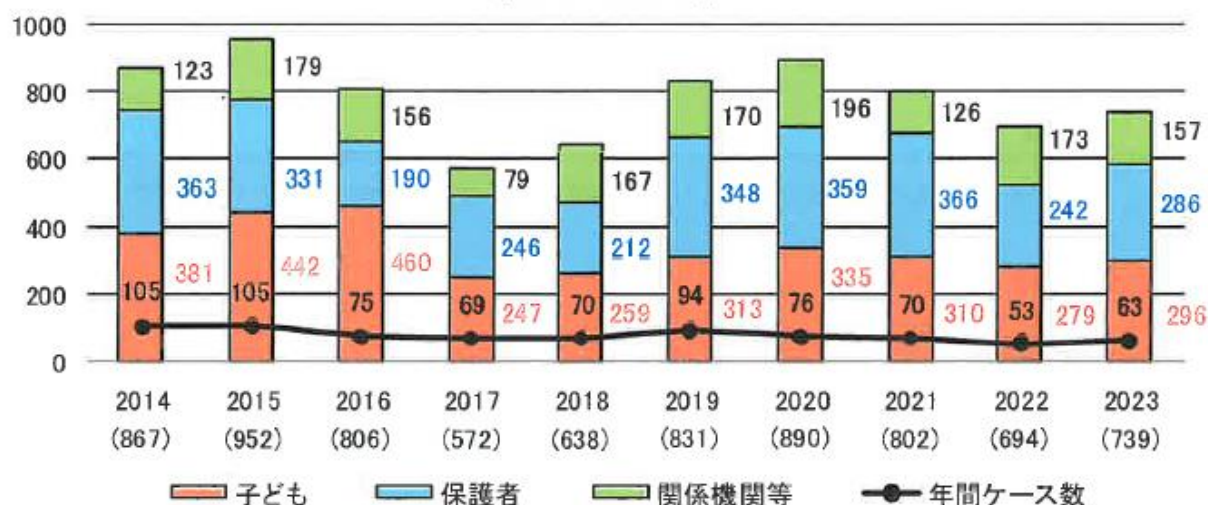
- (1) オンブズパーソン活動が、子どもの人権擁護・救済のセーフティネットとして機能し、子どもが元気を取り戻して安心して通学できる環境づくりに寄与している。
- (2) 個別救済過程の中で、実際に子どもの救済が図られ、子どもや保護者などがエンパワメントされている。
- (3) 相談や調査から見えてくる課題に対して、オンブズパーソンが関係機関に提言等を行うことにより、制度や行為などに対する改善や見直しがなされた。
- (4) オンブズパーソンが橋渡し役として、子どもを取り巻くおとなや関係機関を緩やかにつなぎ、各機関の役割と機能を発揮するよう働きかけており、公的第三者機関としての調整機能が子どもの救済につながっている。
- (5) オンブズパーソンが、市内外での人権講演会や学習会、教職員向けの研修、子育て講座などで講師を務めることで、広く子どもの人権啓発が図られている。

②今後の課題等

- (1) 市教委・学校におけるオンブズパーソン制度への理解と協力関係の促進
- (2) 「市の機関」以外の機関(県・民間等)の事案にかかる調整・調査活動の円滑化
- (3) 幅広い相談受付の時間帯の確保と方法
- (4) 子どもへのオンブズパーソン制度の認知度の向上と利用の促進
- (5) 子どもの人権状況のモニタリング機能強化
- (6) 相談員の人材強化及び待遇改善

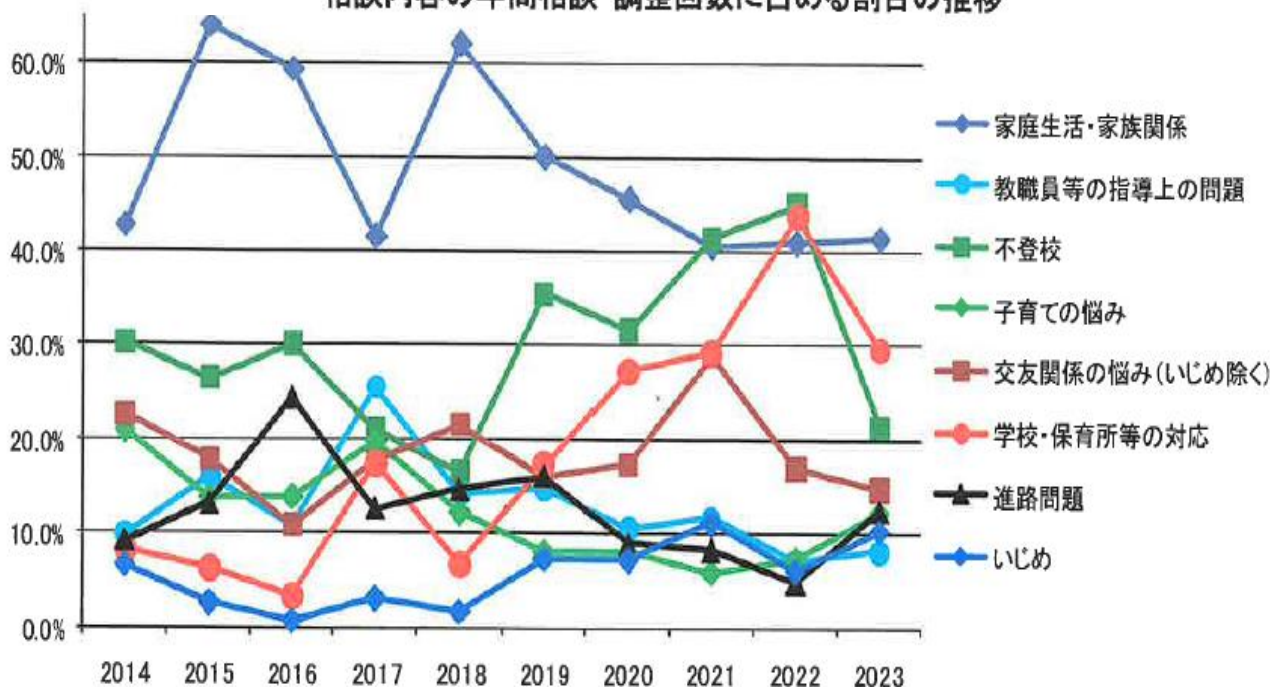
3. 相談回数・内容等について

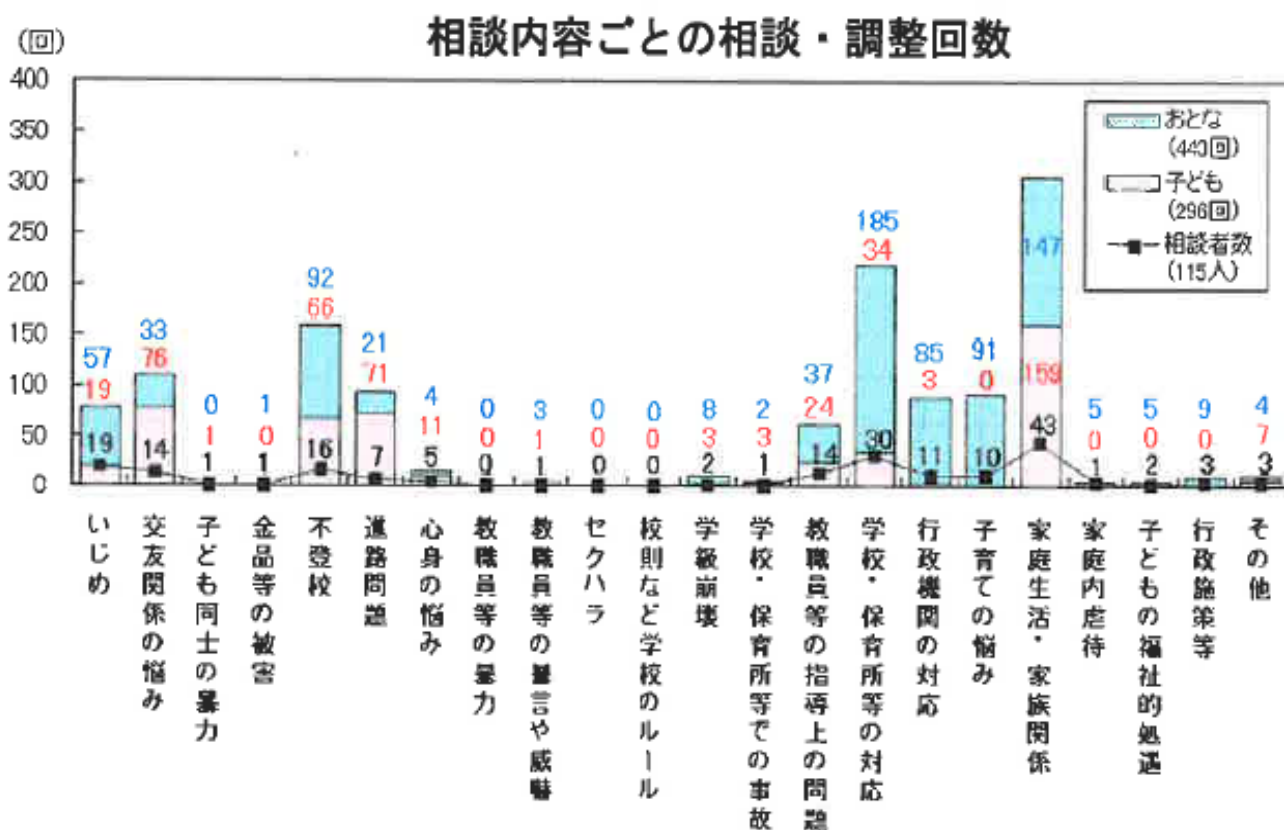
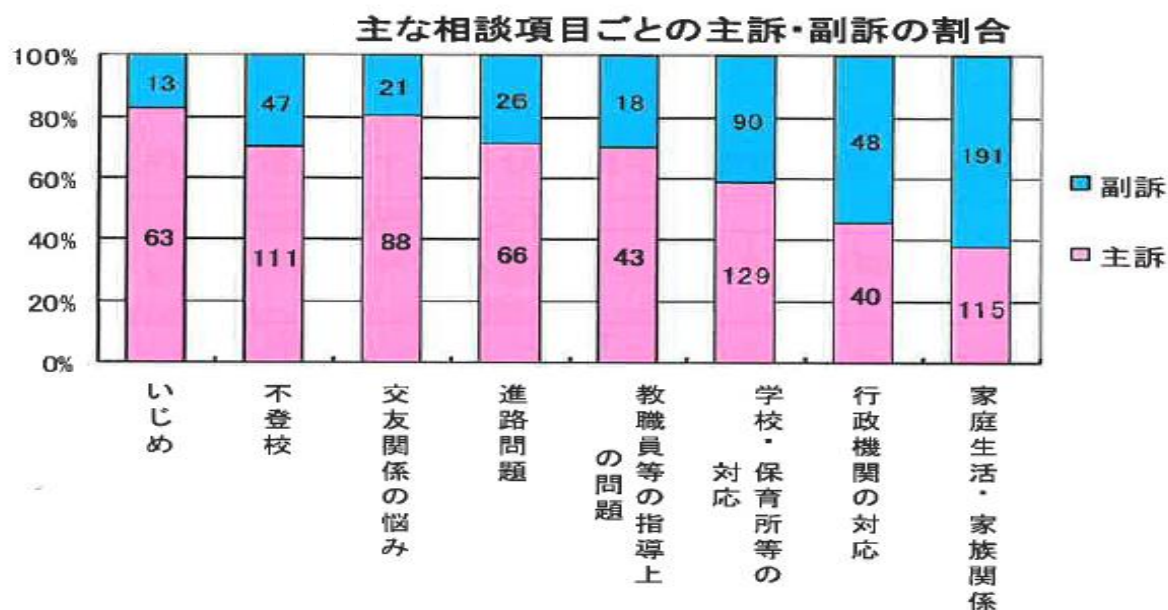
年間ケース数と年間相談・調整回数の推移
(2014～2023年)



- 1 「ケース数」とは、相談の対象となった子どもの数を表す。その合計を年間ケース数とする。
 2 「相談者数」とは、当該子どものケースに関わった相談者の数を表す。その合計を年間相談者数とする。
 3 「相談・調整回数」とは、当該子どものケースに関わった相談・調整の回数を表す。全相談者の相談・調整回数の合計を年間相談・調整回数とする。
 ※たとえばある子どもについて、子ども本人と5回、保護者と2回、市教育委員会と3回面談をした場合、ケース数は1件、相談者数は3人、相談・調整回数は10回となる。

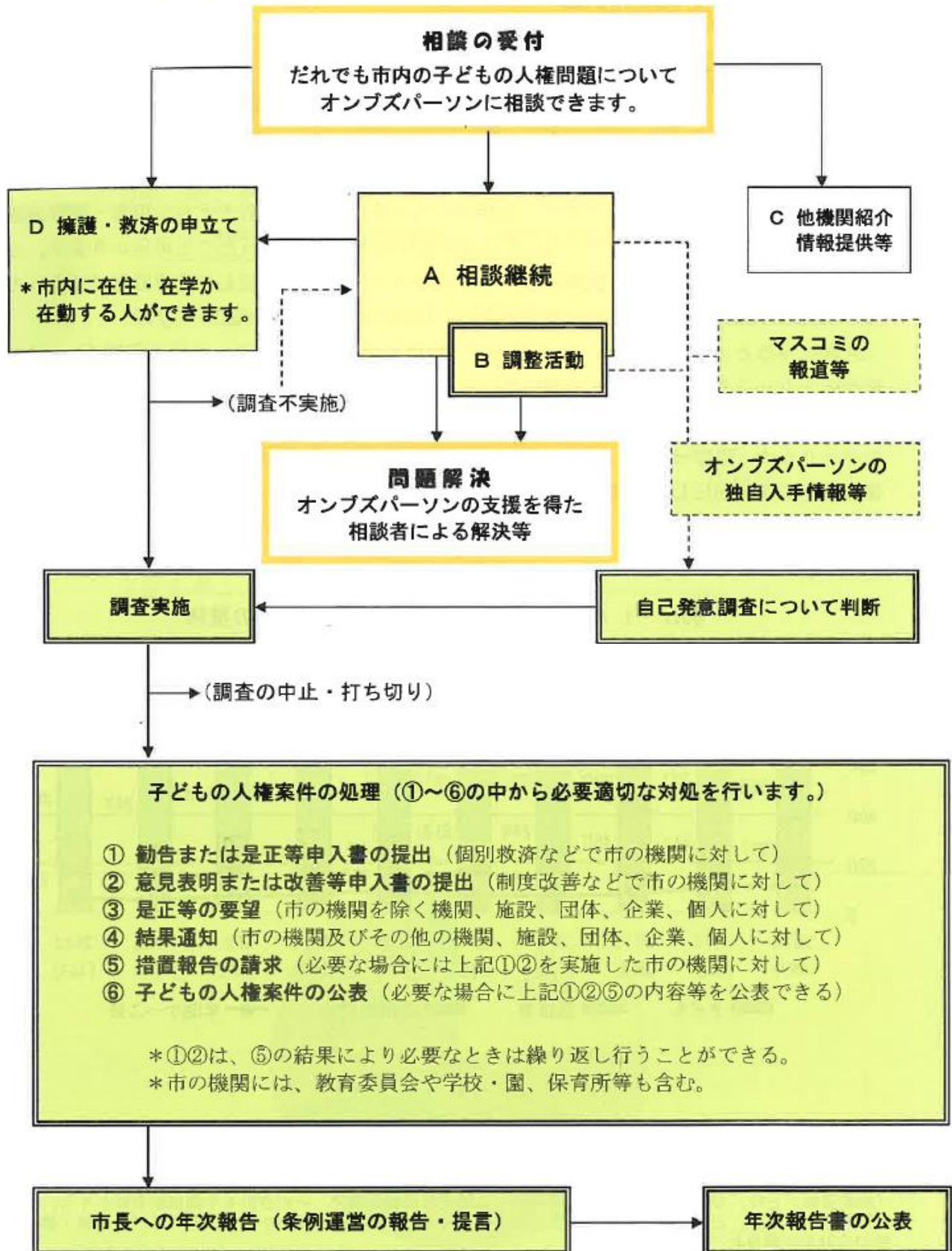
相談内容の年間相談・調整回数に占める割合の推移





(注) 相談者の各回の訴えをカウントし、それを合算してグラフにした。

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



【主な質疑】

質問：オンブズメンバーの相談員は直営か委託か。また、資格についての制約はあるのか。

回答：調査相談専門員相談員は、市直営の会計年度任用職員である。

資格について制約はないが、相談員の任用条件は、①教育、法律、心理、福祉、社会学に関する大学院修士課程を修了（終了見込み）の者、②学校教育法に基づく4年制大学を卒業（卒業見込み）の者で、子どもにかかわる活動経験が3年以上ある者、のいずれかに該当する者である。

質問：声をあげられない子どもへのアプローチ方法は。

回答：低年齢の子どもなど、自ら声をあげられない子どもへのアプローチはやはり難しい。声を上げてもらわないと、オンブズパーソンとして介入する事が出来ないのでは、そこは課題である。声をあげられない子どもについての相談は、保護者や教師等周りの大人から持ち込まれることが多いが、自分の想いを表現することが難しいお子さんであっても、「実際に子ども自身が話し、その結果何かが動くことが、本人の今後につながる」ということを、保護者に丁寧に説明し、お子さんに直接会ってお話をさせていただくことは心掛けています。

質問：研修などはおこなっているのか。

回答：オンブズパーソンに関する書籍などは出ているものの、オンブズパーソン制度を採用しているところもまだ少なく、既存の制度とも違うので、やはり実際に対応しながら学ぶところが多い。各専門分野のオンブズパーソンや相談員等が当事者の子どもについて議論・検討する「研究協議」（週1回開催）が、研修の場としてかなり役立っていると思う。

